

せたな青少年旅行村 管理業務仕様書

せたな青少年旅行村（以下「旅行村」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等については、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

この仕様書は、せたな町青少年旅行村条例及び同施行規則に定めるものの他、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 青少年の健全な旅行の推進と余暇利用の活動を促進するために設置されたものであり、設置の理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) せたな町青少年旅行村条例及び同施行規則、その他関係法令の規定に従い、適切な管理運営を行うこと。
- (3) 施設利用者の安全を第一に、サービスの向上、事業内容の充実を図ること。
- (4) 効率的、効果的な管理運営を行い、経費の軽減に努めること。

3 業務対象施設の概要

| | |
|--------|---|
| 施設の名称 | せたな青少年旅行村 |
| 施設の所在地 | せたな町瀬棚区西大里11番地 |
| 施設の概要 | <ul style="list-style-type: none">・管理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨1階建 1棟 167㎡・ケビン 木造1階建 49㎡、4人用4棟・ケビン 木造1階建 64㎡、6人用2棟・バンガロー 木造1階建21㎡、3人用3棟・その他の施設 駐車場、倉庫、テントサイト、その他附属施設一式 |
| 施設開館期間 | 4月1日から10月31日（7カ月） |
| 施設開館時間 | キャンプ 午後1時00分から翌日午前10時 レクリエーション 午前9時から午後5時 |

4 従業員の配属・選任

(1) 従業員の配属

指定管理者は、管理業務を的確に行うため、適切な従業員を配置することとし、予算の範囲内で指定管理者の責任において実施する。

(2) 従業員に対する責任

指定管理者は、業務処理に当たる従業員に対する労働関係法令に全ての責任を負うものとする。

(3) 就業規則の遵守

指定管理者は、指定管理者が定める就業規則により従業員を就業させるものとする。

(4) 従業員の健康管理

指定管理者は、保健所の指示の下に全従業員の健康管理に努めるものとする。

5 業務内容

(1) 管理業務に対する基本姿勢

指定管理者は、円滑な業務遂行のため、常に町長との連絡調整を密に行うこと。

(2) 指定管理者が行う業務

ア 施設の維持管理に関する業務

イ 施設の使用の許可及び利用調整に関する業務

ウ 町長の承認を得て、利用料金を変更し、減免すること

エ 利用料金の徴収に関する業務

オ 施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務

カ 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認める業務

6 経費等について

施設の増改築や大規模な修繕等に要する経費については、1件30万円以上のものについては町が負担するものとし、30万円未満のものについては、指定管理者が負担するものとする。但し、町と指定管理者が協議し特に必要と認められる経費については、1件30万円未満であっても町が負担するものとする。

7 備品・消耗品等の所有権

町が所有する備品等については、無償で貸付することとし、その使用及び保管は十分注意することとする。なお、指定管理者が、自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とする。

8 指定管理者と町の責任区分

責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。詳細については、協定書の締結を行う際に定めることとする。

| 項目 | 指定管理者 | 町 | 備考 |
|---------------------------|-------|---|-------------------|
| 施設、設備、備品等の維持管理 | ○ | | |
| 施設等の利用許可 | ○ | | 目的外使用は除く。 |
| 利用料金の徴収 | ○ | | |
| 施設の修繕等（1件30万円未満） | ○ | | 協議により特認あり |
| 同上（1件30万円以上） | | ○ | |
| 事故・火災等による施設の損傷及び被害者に対する責任 | ○ | ○ | 第1次責任は、指定管理者が有する。 |
| 施設に対する各種保険の加入 | | ○ | 火災保険 |
| 施設利用者に係る保険の加入 | ○ | | |
| 個人情報の保護 | ○ | | 指定管理者の責めに帰す |

| | | | |
|---------|--|---|---------|
| | | | べき事由の場合 |
| 包括的管理責任 | | ○ | |

9 その他

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、町長は指定を取り消すことができる。この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、次期指定管理者が円滑かつ支障なく旅行村の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。
- (2) 災害その他の不可抗力等、町長及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について通知することにより協定を解除できるものとする。